

## 富士市設計違算に関する事務取扱要領の運用について

富士市設計違算に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）の円滑且つ適正な活用を図るため、要領の基本的な運用は、以下のとおりとする。

### 1 要領第4条及び第5条、第6条関連

設計違算の金額の誤りが軽微であるとする場合は、設計金額の誤りが当初設計金額の5パーセント以内かつ100万円以内である場合とする。

### 附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。